

令和三年十二月二十七日付け広島県報（定期）第百一号に登載の広島県告示第千百二十六号（道路の供用開始）の一部を次のように訂正する。

土木建築局道路河川管理課長

一	ページ		
四	行		
北部建設事務所	正		
西部建設事務所呉支所	誤		